



# 高校へ行くための 奨学金・貸付金・助成金の制度一覧

\*このほかに各自治体が類似の制度を行っている場合がありますので、役所へご確認ください。  
 \*高校が独自に類似の制度を行っている場合がありますので、各学校へお問合せください。  
 \*平成28年6月現在の情報をもとに作成しています。今後、各制度の内容が変更される場合があります。  
 \*奨学金・貸付金・助成金制度は利用にあたってさまざまな要件があります。詳細は、各制度の相談・申込窓口へお問合せ・ご相談のうえ、申込みをご確認ください。

下記の資金や奨学金は、いずれも返済が必要な貸付制度です。

	東京都育英資金	入学支度金貸付制度	母子及び父子福祉資金	生活福祉資金(教育支援資金)	あしなが奨学金	交通遺児育英会奨学金
相談・申込窓口	在学する学校または(公財)東京都私学財団 03-5206-7929	入学先の学校または(公財)東京都私学財団 03-5206-7926	お住まいの区役所、市役所・支庁の担当窓口、西多摩福祉事務所	お住まいの区市町村社会福祉協議会	あしなが育英会 0120-77-8565 または 03-3221-0888	交通遺児育英会 0120-52-1286 または 03-3556-0773
貸付対象者	子ども(学校に通う本人) 子どもとその保護者が都内在住 [中3の時の予約申込] ●高等学校または専修学校高等課程へ進学を希望する人(高等専門学校は対象外) [高校等進学後の申込] ●高等学校、高等専門学校・専修学校(高等課程)・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部に在学している人 ●高等専門学校・専修学校(専門課程)は都内の学校に限る	保護者の方 都内にある私立の高校・高等専門学校・専修学校高等課程(三年制)・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部で本貸付制度のある学校の入学者の保護者(都内在住)	申請時点で都内にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父	子ども(学校に通う本人) 低所得世帯(収入基準あり)を対象として、学校教育法に規定する高校等に進学する際に必要な入学金や授業料等の貸付けを行いません。	遺児家庭の子ども 保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、著しい障害を負っている家庭の子ども	遺児家庭の子ども 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の子ども
入学支度金	—	20万円	就学支度資金 国公立 16万円以内 私立 42万円以内	就学支度費 50万円以内	私立高校入学一時金 30万円	20万円、40万円または60万円の中から出願者が選択
授業料(月額)	貸付額(高等学校の場合) 国公立 1万8千円 私立 3万5千円	—	修学資金(自宅通学の場合) 国公立 2万7千円以内 私立 4万5千円以内	教育支援費 3万5千円以内(特に必要な場合5万2千500円以内)	国公立 2万5千円 私立 3万円	2万円、3万円、4万円の中から選択
連帯保証人の有無	2人必要 申込時第一連帯保証人(原則、父または母) 貸付終了時、別生計の第二連帯保証人必要	必要	1人必要(親の収入等による) 子どもが連帯借受人になることが必要	原則不要 ただし、世帯の生計中心者*が連帯借受人になることが必要 *世帯の中で、一番収入が多く、中心的に生計を支えている人	1人必要(保護者可)	1人必要(保護者可)
貸付利率	無利子	無利子	無利子	無利子	無利子	無利子
手続きの仕方	学校や各団体へ連絡し相談のうえ、所定の様式を学校もしくは団体から取り寄せしてください。申請書類に必要事項を記入し、それぞれの団体が求める必要書類をそろえて提出します。					
	[中3の時の予約申込*] 5月下旬～9月初旬の各学校が定める締切までに学校長を通じて申込 [高校等進学後の申込] 高校進学後、学校長を通じて申込	入学時に必要な費用を支払う前に、学校指定の方法により手続きしてください。	随時 ただし、審査及び交付までには時間がかかるため、余裕をもってご相談ください。	随時 ただし、審査及び交付までには時間がかかるため、余裕をもってご相談ください。	[中3の時の予約申込*] 第一次 7月末締切 第二次 12月15日締切 第三次 2月末締切 [高校進学後の申込] 高校進学後、学校長を通じてもしくは直接申込	[中3の時の予約申込*] 第一次 8月末締切 第二次 2月末締切 [高校進学後の申込] 高校進学後、学校長を通じてもしくは直接申込
備考(併用(他制度の同時利用)などについて)	併用不可 (ただし、返済不要の奨学金や保護者が借り受けるもの、東京都私学財団が行う私立高校入学支度金貸付は併用可です)	在学中に返済が必要	他の貸付金が母子及び父子福祉資金と併用不可でない場合は、差額分を限度に貸付可	他制度優先 (東京都育英資金や母子及び父子福祉資金の利用が優先です) ●東京都育英資金や自治体が行う公的な無利子の貸付金を併せて借りることはできません。	併用可	併用可

\*予約申込とは中3時に申込ができる制度です。志望校が決まっていなくても申込可能です。予約申込に間に合わなかった方は、高校進学後、高校へ申込みとなります。

**公立 就学支援金**

- 収入要件有 (区市町村民税所得割額が30万4200円未満の世帯が対象)
- 就学支援金申請手続き後、授業料として就学支援金が充当されます(貸付ではありません)
- 118,800円(年額) (全日制の場合)
- 東京都内にある公立の高校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校(1年～3年)・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部に在学する生徒の方が対象。
- 高校進学後の申込
- 問合せ 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 03-5320-7862

**私立 就学支援金**

- 収入要件有 給付(貸付ではありません)
- 世帯の収入状況等により
- 年118,800円(基本額)～297,000円を助成
- 東京都内\*にある私立の高校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校(1年～3年)・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部に在学する生徒の方が対象。  
\*都外の私立高校については、所在地の道府県から支援金を受けられます。
- 高校進学後の申込
- 問合せ 東京都私学就学支援金センター 03-5206-7814

**私立 授業料軽減助成金**

- 収入要件有 給付(貸付ではありません)
- 世帯の収入状況により
- 年95,400円～143,000円\*を助成  
他の貸付金との併用可
- 東京都や他県の私立の高校(全日制・定時制)・高等専門学校(1年～3年)・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部に在学する生徒(都内在住)の保護者(都内在住)の方が対象。
- 高校進学後の申込
- 問合せ 東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925

**公立 私立 奨学給付金**

高校等の授業料以外の教育に必要な経費の一部を給付する制度です。

- 収入要件有 給付(貸付ではありません)
- 給付額は国公立・私立によって異なります。
- 高校進学後の申込
- 問合せ (国公立校) 東京都教育庁都立学校教育部 高等学校教育課 03-5320-7862  
(私立校) 東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925

\*助成金額については、今後変更することがあります。

学習塾等の費用や高校受験の費用の貸付もあります!  
**受験生チャレンジ支援貸付金**

- 収入要件有 原則連帯保証人必要
- 貸付限度額 塾等の費用…20万円 受験料…27,400円
- 貸付対象となる塾等や学校の要件有
- 東京都の事業です。貸付対象となる学校へ入学した場合、申請により返済が免除されます。
- 問合せ お住まいの区市町村へ